

文星芸術大学 宇都宮文星短期大学
非常事態宣言による授業料減免申請要項

授業料減免制度は、経済的理由により授業料の納付が極めて困難な場合、本人の申請に基づき、審査の上授業料の減免をする制度です。

減免申請については、2020年度のみ行うことができ、非常事態宣言発布から解除期間が対象となりますので、年度内の非常事態宣言発布が複数にわたって行われた場合には、その期間の対象となる学期（前期・後期）の大学で指定された期日までの申請が必要となります。

1・減免の対象者について

以下の①～③の条件をすべて満たしていること。

①同一生計者の年間想定給与額総合計が、給与所得の場合、841万以下であること。

給与所得以外の場合、355万円以下であること。

②申請書に指定された提出書類がすべて用意できていること。

③本学で定める基準算定方法より算出された年収減少割合が3割以上であること。

注) 基準算定方法については、「3・審査について」に記載されている算式参照のこと。

2・申請について

申請者本人が家庭の状況をよく把握した上で必要書類を整え、大学事務局総務課に持参をして行ってください。郵送等による申請は受け付けません。

3・審査について

授業料減免の家計審査は、本学の定める基準を満たしている申請書に基づいて行います。

本学で定める基準算定方法については表の算式より算出してください。

昨年度給与年収及び想定年間給与額：申請者と生計を一つとする世帯全員の総収入

$$\boxed{\text{年収減少割合}} = \left(1 - \left(\frac{\boxed{\text{昨年度給与年収}}}{\boxed{\text{想定年間給与額}}} \right) \right) \times 100$$

小数点以下切り捨て

世帯全員の収入合計

世帯全員の収入合計

4・結果通知及び授業料の返還について

審査結果は、申請後1ヶ月後めやすに授業料納入者（本人または、保証人）あてに郵送で通知します。

審査により減免が決定された方には、授業料返還申請書を同封いたしますので、申請書に必要事項を記入の上、大学へご返送ください。

5・提出書類について

① 非常事態宣言による授業料減免申請書

② 証明書類

(1) 家庭状況を確認する書類（必須）

生計を一にする世帯全員分（申請者本人を含む）の住民票

(2) 収入状況を確認する書類（全員分必須）

給与所得者・・・「令和元年度源泉徴収票」（写）または、「年収（見込）証明書」

給与所得者・・・「非常事態宣言発布」前後一ヶ月の給与明細

解雇等の場合、解雇証明書や離職証明書

給与以外の所得者・・・令和元年度確定申告書（写）

給与以外の所得者・・・「非常事態宣言発布」前後一ヶ月の収支がわかる書類

※すべての書類において、マイナンバー（個人番号）は記載しないでください。

※証明書は、発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※書類等の写しは、A4サイズで統一してください。（A4用紙にコピーしたもの）

※提出された書類は返却出来ません。必要な書類は提出前に写しをとってください。

※申請受付後、申請内容について確認する場合がありますので、大学から電話があった場合には、必ず対応をしてください。

※虚偽の申請、その他不正な手段により決定を受けた場合には、決定を取り消すことがあります。

6・問い合わせ先

文星芸術大学 宇都宮文星短期大学 事務局

総務課 水沼 TEL028-625-6888 (代表)

受付時間 9:30～15:30 (土日・祝日を除く)